

目 次

○第1号（11月26日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名について	4
日程第 2 会期の決定について	4
日程第 3 議案第61号 榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	4
日程第 4 議案第62号 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	8
日程第 5 議案第63号 榛東村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について	9
日程第 6 議案第64号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	11
日程第 7 議案第65号 平成26年度榛東村一般会計補正予算（第6号）について	12
日程第 8 議案第66号 平成26年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について	36
発言の訂正	38
日程第 9 議案第67号 平成26年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について	39
日程第10 議案第68号 平成26年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第3号）について	40
日程第11 議案第69号 平成26年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）について	41
閉 会	43

平成 2 6 年 第 3 回

榛 東 村 議 会 臨 時 会 会 議 録

第 1 号

1 1 月 2 6 日 (水)

平成26年第3回榛東村議会臨時会会議録第1号

平成26年11月26日（水曜日）

議事日程 第1号

平成26年11月26日（水曜日）午前10時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 会期の決定について
 - 日程第 3 議案第61号 榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第 4 議案第62号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第 5 議案第63号 榛東村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第 6 議案第64号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第 7 議案第65号 平成26年度榛東村一般会計補正予算（第6号）について
 - 日程第 8 議案第66号 平成26年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
 - 日程第 9 議案第67号 平成26年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
 - 日程第10 議案第68号 平成26年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第3号）について
 - 日程第11 議案第69号 平成26年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	清水健一君	2番	松井保夫君
3番	小山久利君	4番	山口宗一君
5番	小野関武利君	6番	松岡稔君
7番	南千晴君	8番	松岡好雄君
9番	柳田キミ子君	10番	岩田好雄君
11番	岸昭勝君	13番	金井佐則君

欠席議員（1名）

12番 早坂通君

説明のため出席した者

村長	阿久澤成實君	副村長	萩原貞夫君
総務課長	村上和好君	基地・財政課長	山本比佐志君
税務課長	岩田健一君	住民生活課長	早川雅彦君
子育て・長寿支援課長	青木繁君	健康・保険課長	小野関均君
産業振興課長	新藤彰君	建設課長	清水喜代志君
上下水道課長	久保田勘作君	会計課長	小山美子君
教育長	阿佐見純君	学校教育課長	清水誠治君
生涯学習課長	清水義美君		

事務局職員出席者

事務局長 倉持直美 書記 富澤美由紀

◎開会・開議

午前10時30分開会・開議

○議長（金井佐則君） 皆さん、おはようございます。

平成26年第3回榛東村議会臨時会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに第3回臨時会が招集されましたところ、議員各位におかれましては公私ともにご多用のところご参集いただき、厚く御礼を申し上げます。

皆さんご存じのとおり、安倍晋三首相が衆議院を11月21日に解散をしました。総選挙は、12月2日告示、12月14日に投票の日程で行われることになりました。来年10月に予定される消費税率10%への引き上げを1年半先送りする考えを示した上で、国民の審判を仰ぐ構えですが、問題となるのは増税の先送りの是非というより、安倍政権が進めてきた経済施策アベノミクスに対する評価ではないでしょうか。

7月から9月期の国内総生産速報値は予想より大幅に悪い結果でした。4月に消費税を8%に引き上げた影響がこれほど大きいとは予想していなかった。安倍首相が会見で述べたとおり、再増税できるような状況ではありません。国民の多くは増税先送りをやむなしと思っているのではないのでしょうか。

消費増税がアベノミクスの足を引っ張る元凶となったのだから、再増税を先送りすれば、景気は再び回復軌道に戻る。そう信じたいところですが、物価の上昇に賃金の上昇が追いつかない。中小・零細企業の円安倒産が始めるなど、マイナス面も目立ってきております。

ただ、アベノミクスを否定したところで、取ってかわる経済政策があるのかという疑問は残ります。民主党政権時代の日本経済は超円高と株安に苦しみ、デフレ脱却はかけ声倒れでした。アベノミクスは限界が見えたというより、第3の矢となる成長戦略が、ほとんど手つかずのままになっていることを問題視すべきではないでしょうか。

アベノミクス以外では、安倍政権の外交政策、集団的自衛権や特定秘密保護法の制定など、安全保障にかかわる政策、原発再稼働に対する評価が選挙の大きな争点となると思われま

す。それでは、本臨時会に提案されます議案についてですが、既にお手元に配付をされている議事日程にありますように、条例の一部改正が4議案、補正予算では、平成26年度榛東村一般会計補正予算ほか4議案となっております。

議員各位におかれましては、十分に審議願い、適正妥当な議決に達せられますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

それでは、平成26年第3回榛東村議会臨時会を開会いたします。

出席議案の確認を行います。

本日は、早坂通議員が入院中のため欠席したいとの届け出がありました。これを許可いたしました。本日の出席議員は12名であります。

よって、地方自治法第113条の定足数の規定に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。
なお、地方自治法第121条の規定により、村長以下管理職全員の出席を求めています。全員出席です。

直ちにお手元に配付した議事日程に従い、会議を行います。

◇

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（金井佐則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員の指名は、会議規則第111条の規定によって、議長において指名を行います。

9番柳田キミ子さん、10番岩田好雄君を本日の会議録署名議員に指名いたします。

◇

◎日程第2 会期の決定について

○議長（金井佐則君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日26日の1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。

◇

◎日程第3 議案第61号 榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（金井佐則君） 日程第3、議案第61号 榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

村上総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） 提案説明をする前に、ちょっと暫時休憩いいですか。

○議長（金井佐則君） 暫時休憩します。

午前10時36分休憩

午前10時37分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） それでは、議案第61号 榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明いたします。

人事院勧告を準拠し、給料表その他について所要の改正を行うものであります。

本年度の勧告に当たって、人事院は例年のとおり官民の給与の調査を行い、月例期については国家公務員と規模50人以上の民間事業所を比較した結果、公務員給与が民間給与を1,090円、0.27%下回りました。また、ボーナスにつきましても、公務における年間支給月数と民間事業所における支給割合を比較した結果、民間の支給割合は4.12カ月と公務員支給月数の3.95カ月上回ったものです。この結果に基づき、人事院は本年8月7日、一般職の国家公務員の給与改定を内閣に対し勧告しました。政府は勧告に基づき、10月7日の閣議において人事院の勧告どおり、平成26年度の給与改定の実施を決定いたしました。本村では、このような経過を踏まえ、所要の改正を行うものです。

例規集は461ページ、新旧対照表は1ページでございます。

議案書の2ページをお開きください。

朗読して説明にかえさせていただきます。

榛東村の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、榛東村職員の給与に関する条例（昭和32年榛東村条例第5号）の一部を次のように改める。

以下につきましては、新旧対照表の1ページをお開きください。対照表1ページです。

条例第9条の3第2項第2号、これは通勤手当の改正でございます。通勤のために自動車等の交通用具使用者に係る通勤手当につきまして、使用距離のアから2ページのスマでの使用距離の区分に応じてアンダーラインの金額について、100円から7,100円までの幅でそれぞれ通勤手当を引き上げるものでございます。

3ページの中ほどのアンダーラインをごらんください。

一般職員の勤勉手当支給月数を現行「100分の67.5」を「100分の82.5」、括弧の中の特定幹部職員（5級以上の給料表の適用を受ける職員）の勤勉手当の支給月数を現行「100分の87.5」を改正案では「100分の102.5」に改めるものでございます。

その下、同項第2号、再任用職員の勤勉手当支給月数を現行「100分の32.5」を改正案では「100分の37.5」、括弧の中の特定幹部職員の勤勉手当支給月数を現行「100分の42.5」を改正案では「100分の47.5」に改めるものでございます。

その下の附則でございます。附則8項、55歳を超える職員に対する給与支給に関する特例措置について、1.5%減額措置の規定により、給与が減じられている職員の勤勉手当減額対象額に現行「100分

の1.0125」を改正案では「100分の1.2375」に、括弧の中の特定幹部職員にあつては、現行「100分の1.3125」を改正案では「100分の1.5375」を乗じて得た額の総額に相当する額を減じた額とするものです。また、最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に現行「100分の67.5」を改正案では「100分の82.5」に、4ページをお開きください。

括弧の中の特定幹部職員につきましては、現行「87.5」を改正案では「100分の102.5」にそれぞれ改めるものでございます。

4ページから11ページは給料表の比較となっております。

4ページをごらんください。

各級で比較いたします、一番上の左右をごらんください。1級1号俸では現行「13万5,600円」が改正では「13万7,600円」で2,000円の増、2級1号俸では現行「18万5,800円」が改正案では「18万7,700円」で1,900円の増、3級1号俸では現行「22万2,900円」が改正案では「22万4,600円」で1,700円の増、4級1号俸では現行「26万1,900円」が改正案では「26万3,500円」で1,600円の増、5級1号俸では現行「28万9,200円」が改正案では「29万700円」で1,500円の増、6級1号給では現行「32万600円」が改正案では「32万2,100円」で1,500円の増、今回の改正では世代間の給与配分の見直しの観点から、若年層に重点を置いての改正でございまして、給料月額で平均0.36%引き上げるものでございます。

新旧対照表11ページをごらんください。

第2条関係の改正でございまして。第2条の改正で、勤勉手当が支給月数を0.15カ月アップし、平成26年度は12月期にプラスされます。平成27年4月1日からは一般職員の6月期、12月期の勤勉手当支給月数を現行「100分の82.5」を「100分の75」、括弧の中の特定幹部職員、これは5級以上の給料表の適用を受ける職員の勤勉手当の支給月数を改正する現行「100分の102.5」を改正案では「100分の95」に改めるものです。

同項第2号、再任用職員の勤勉手当の支給月数を現行「100分の37.5」を改正案では「100分の35」、括弧の中の特定幹部職員の勤勉手当の支給月数を現行「100分の47.5」を改正案では「100分の45」に改めるものです。

その下の附則でございまして。附則8項、55歳を超える職員に対する給与支給に関する特例措置、これは給与条例附則の5項で給与の支給に関する特例措置により、給与月額が減額されております。また、その職員に対する勤勉手当減額対象額、これは減額された給与月額に勤勉手当の月数を乗じた額でございまして、現行「100分の1.2375」を改正案では「100分1.25」を乗じて得た額を減じた額とするものです。また、特定幹部職員、これは5級以上の給料表の適用を受ける職員ですが——にあつては現行「100分の1.5375」を改正案では「100分の1.425」を乗じて得た額を減じた額とするものです。また、最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に現行「100分の82.5」を改正案では「100分の75」に、特定幹部職員にあつては、現行「100分の102.5」を改正案では「100分の

95」に改めるものです。

議案書7ページに戻りまして、附則です。施行期日ですが、第1項、この条例は、公布の日から施行するものです。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

2項、第1条の規定による改正後の榛東村職員の給与に関する条例（次項及び附則第4項において「改正後の給与条例」という。）第9条の3第2項及び別表の規定は、平成26年4月1日から適用するものです。

（適用日前の異動者の号給の調整）。

3項、適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び村長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、村長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）。

4項、改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の榛東村職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による級の内払とみなす。

（規則への委任）。

5項、附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定めるといことです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第61号 榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第4 議案第62号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（金井佐則君） 日程第4、議案第62号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

村上総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） 提案理由をご説明いたします。

村長、副村長の期末手当の年間支給月数の引き上げについて所要の改正を行うものです。

例規集は441ページ、新旧対象は14ページでございます。

10ページをお開きください。

朗読をもって説明にかえさせていただきます。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和32年榛東村条例第9号）の一部を次のように改正する。

新旧対照表の14ページをごらんください。

期末手当、第4条、特別職員の職員の期末手当支給月数で、12月期に支給する場合において、現行「100分の205」を改正案では「100分の220」に改正するものです。

また、第2条関係では、期末手当第4条、特別職の職員の期末手当支給月数で6月期に支給する場合において、現行「100分の190」を改正案では「100分の197.5」に、12月期に支給する場合においては現行「100分の220」を改正案では「100分の212.5」に改正するものです。

議案書の10ページに戻りまして、附則でございます。

施行期日、1号、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

（給与の内払）。

2号、改正後の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の特別職給与等条例」という。）の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づき支給された給与は、改正後の特別職給与等

条例による給与の内払とみなす。

(委任)。

3号、附則第2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が定める。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第62号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第5 議案第63号 榛東村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（金井佐則君） 日程第5、議案第63号 榛東村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

村上総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） 提案理由を説明させていただきます。

教育長の期末手当の年間支給支給月数の引き上げについて所要の改正を行うものです。

例規集は1283ページ、新旧対照表は15ページでございます。

議案書12ページをお開きください。

朗読をもって説明にかえさせていただきます。

榛東村教育委員会教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、榛東村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和35年榛東村条例第4号）の一部を次のように改正する。

新旧対照表の15ページをお開きください。

期末手当、第5条、教育長の期末手当支給月数で12月期に支給する場合において、現行「100分の205」を改正案では「100分220」に改正するものです。

また、第2条に係るでは、期末手当第5条、教育長の期末手当支給月数で6月期に支給する場合において、現行「100分の190」を改正案では「100分の197.5」に、12月期に支給する場合においては、現行「100分の220」を改正案では「100分の212.5」に改正するものです。

議案書の12ページに戻りまして、附則、施行期日です。

1号、この条例は、公布の日から施行する。第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
（給与の内払）。

2号、改正後の榛東村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（以下「改正後の教育長給与等条例」という。）の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の榛東村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の規定に基づき支給された給与は、改正後の教育長給与等条例の規定による給与の内払とみなす。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第63号 榛東村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第6 議案第64号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（金井佐則君） 日程第6、議案第64号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

村上総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） 提案理由を説明させていただきます。

榛東村議会議員の期末手当の年間支給月数の引き上げについて所要の改正を行うものです。

例規集は391ページ、新旧対照表は16ページでございます。

議案書14ページをお開きください。

朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年榛東村第条例10号）の一部を次のように改正する。

新旧対照表16ページをお開きください。

期末手当の額及び支給方法、第5条第2項、議会議員の期末手当支給月数で12月期に支給する場合において、現行「100分の205」を改正案では「100分の220」に改正するものです。

また、第2条関係では期末手当の額及び支給方法、第5条第2項、議会議員の期末手当支給月数で6月期に支給する場合において、現行「100分の190」を改正案では「100分の197.5」に、12月期に支給する場合において、現行「100分の220」を改正案では「100分の212.5」に改正するものです。

議案書の14ページに戻りまして、附則、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
直ちに採決を行います。

議案第64号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。
よって、原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第7 議案第65号 平成26年度榛東村一般会計補正予算（第6号）について

○議長（金井佐則君） 日程第7、議案第65号 平成26年度榛東村一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本案に対しては、岩田議員外賛同者6名から、お手元に配付いたしました修正の動議が提案されております。

したがって、これを本案に合わせて議題といたします。

なお、この後、修正案提出者の岩田好雄君より提案理由の説明もごさいます。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。
提案理由の説明を求めます。

山本基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） それでは、平成26年度榛東村一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

今回の補正の主なものは、歳出につきましては職員の給与改定費用、特別職、教育長及び議会議員についても所要の改定を行う費用をお願いするものでございます。また、衆議院議員総選挙執行経費、源泉所得徴収漏れに伴う所得税等納付に伴う費用及び地域創生ふるさと応援事業に伴う経費、以上につきましては歳入歳出をお願いするものでございます。

なお、歳入の不足額につきましては、財政調整基金の取り崩しで賄うものでございます。

16ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

初めに、歳入でございます。左から、款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

16款県支出金、補正額558万4,000円、計8億1,618万6,000円。3項県委託金、補正額558万4,000円、計3,565万6,000円。

18款寄付金、補正額5,002万5,000円、計5,252万5,000円。1項寄付金、同額でございます。

19款繰入金、補正額986万7,000円、計6億2,621万3,000円。1項基金繰入金、同額でございます。

21款諸収入、補正額204万8,000円、計5,849万円。4項雑入、補正額204万8,000円、計5,405万7,000円。

歳入合計、補正前の額57億4,987万円、補正額6,752万4,000円、計58億1,739万4,000円でございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。

歳出でございます。同じく、左から、款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

1款議会費、補正額69万4,000円、計9,638万7,000円。1項議会費、同額でございます。

2款総務費、補正額6,162万1,000円、計8億3,710万4,000円。1項総務管理費、補正額5,302万8,000円、計6億7,751万9,000円。2項徴税費、補正額74万9,000円、計9,827万5,000円。3項戸籍住民基本台帳費、補正額25万4,000円、計3,313万5,000円。4項選挙費、補正額759万円、計1,875万7,000円。

3款民生費、補正額143万8,000円、計17億8,438万9,000円。1項社会福祉費、補正額143万8,000円、計11億2,902万円。

4款衛生費、補正額53万3,000円、計3億1,749万2,000円。1項保健衛生費、補正額53万3,000円、計1億9,444万4,000円。

6款農林水産業費、補正額66万6,000円、計8億2,131万1,000円。1項農業費、補正額66万6,000円、計8億95万9,000円。

8款土木費、補正額72万8,000円、計4億3,214万7,000円。1項土木管理費、補正額17万7,000、計1,826万2,000円。2項道路橋りょう費、補正額38万3,000円、計2億6,697万7,000円。5項都市計画費、補正額16万8,000円、計1億3,735万9,000円。

10款教育費、補正額184万4,000円、計9億1,895万円。1項教育総務費、補正額49万6,000円、計5,866万9,000円。3項中学校費、補正額8万2,000円、計9,050万3,000円。

次のページをお願いいたします。

4項幼稚園費、補正額77万1,000円、補正額1億624万1,000円。5項社会教育費、補正額25万5,000円、計2億9,303万円。6項保健体育費、補正額24万円、計1億3,389万5,000円。

歳出合計、補正前の額57億4,987万円、補正額6,752万4,000円、計58億1,739万4,000円でございます。

す。

20ページから21ページは、歳入歳出事項別明細書（総括）でございますので、説明は省略させていただきます。

23ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。主なものについてご説明させていただきます。

一番上の枠、16款3項1目総務費県委託金、補正額558万4,000円の主なものは、説明欄にある衆議院議員総選挙執行経費市町村交付金557万円でございます。

上から2枠目、18款1項1目寄付金、補正額5,002万5,000円は、説明欄にある一般寄付金で、地域創生ふるさと応援事業によるものでございます。

下から2枠目、19款1項1目基金繰入金、補正額986万7,000円は、説明欄にある財政調整基金繰入金で、同基金を取り崩し、歳入の不足する財源を繰り入れるものでございます。

一番下の枠、21款4項4目雑入、補正額204万8,000円は、説明欄にある源泉所得税返還金分でございます。

25ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書でございます。個別の説明の前に、まず、職員等の給与改定費等についてご説明させていただきます。

先ほどご可決いただきました、職員、特別職、教育長及び議会議員の各条例に基づき改定させていただくもので、各目の2節給料、3節職員手当等、4節共済費に改定費を計上させていただくものでございます。

なお、今回の給与改定費等の総額は834万8,000円でございます。

以下、各目の2節給料、3節職員手当等、4節共済費につきましては説明を省略させていただきます。

26ページをお願いいたします。

主なものについてご説明させていただきます。

2段目でございます。2款1項4目会計管理費、補正額214万1,000円は、27節公課費、同額で、説明欄にある源泉所得税は所得税の徴収漏れで204万9,000円、不納付加算税3万2,000円、延滞税6万円を計上させていただくものでございます。その下の段、6目企画費、補正額4,913万2,000円は、地域創生ふるさと応援事業でございます。8節報償費100万円の減及び12節役務費10万2,000円の減は一般会計補正予算（第5号）、9月で計上したものを13節委託料に組み替えるものでございます。9節旅費139万4,000円の主なものは説明欄にある費用弁償106万6,000円で、議員の県外調査費を計上させていただくものでございます。11節需用費1,102万4,000円の主なものは、説明欄にあるその他消耗品1,017万円で、主に寄附金者のお礼のための玄米購入費を計上させていただくものでございます。13節委託料3,220万5,000円は、説明欄にあるふるさと応援事業委託料で、手数料、商品代、総料及びお

礼品取扱業務委託料を計上させていただくものでございます。17節公有財産購入費500万円は、説明欄にある米倉庫用家屋購入費を計上させていただくものでございます。

29ページをお願いいたします。

下の枠でございます。2款4項6目衆議院議員総選挙執行経費、補正額759万円の主なものは、1節報酬43万円で、投票管理者等の報酬を、3節職員手当等456万8,000円は、事務従事者等の時間外勤務手当等を計上させていただくものでございます。

次のページをお願いいたします。

12節役務費85万3,000円の主なものは、説明欄にある郵便料で69万8,000円。13節備品購入費71万3,000円は、投票用紙自動交付機の購入費を計上させていただくものでございます。

40ページをお願いいたします。

給与費明細書でございます。後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

なお、質問は1人3問といたします。質疑ございませんか。

5番小野関武利君。

〔5番 小野関武利君発言〕

○5番（小野関武利君） 5番小野関です。

26ページから27ページにわたっての地域創生ふるさと応援事業について質問をいたします。

まず最初に、榛東村のおいしい自慢のコシヒカリということで、米を扱ってくれることは大いに結構なことであります。先ほど2常任委員会の中で説明があったように、28戸、1,300袋集めたよということでもあります。

昨日のインターネット、榛東村のホームページを見たんですけれども、米については既に削除されているという状況でありまして、その手当が追いつかないのかなということではあるかと思うんですけれども、その辺、24日現在でそのお礼品として対応した米の数量はどのくらいになっておりますか。副村長にお伺いをいたします。

○議長（金井佐則君） 萩原副村長。

〔副村長 萩原貞夫君発言〕

○副村長（萩原貞夫君） 米の出た数量ですか。

〔「はい」の声あり〕

○副村長（萩原貞夫君） 約200件出ております。

○議長（金井佐則君） 挙手。

5番。

〔5番 小野関武利君発言〕

○5番（小野関武利君） 米については、生き物というような感じで私は捉えております。月を追うごとに品質も劣化はしていくものだと思いますし、ただ、コシヒカリの場合には、比較的劣化の進みが遅いということでもありますので、梅雨前の状況というのはそんなに劣化したものは出ていかないものというふうには思っているんですけども、その中で先ほどの常任委員会の中の説明では、品質の面においては水分のことを村長のほうからあったわけでありまして、14から15%のものにそろえたいということで、集めた中身は12%未満のものもあつたり16%を超えるようなものもあつたというふうになっております。その部分で、やはりふるさと納税の部分、お礼品としてもらう消費者ですよね、その方々は、やはり品質と値ごろ感というものを重視しているのかなというふうには思っております。品質面においては、単に水分だけでなくて検査を受けた1等米とか、さらには米については食味計というのもあります。そういった検査の過程は経てやっているのかお伺いいたします。

○議長（金井佐則君） 副村長。

〔副村長 萩原貞夫君発言〕

○副村長（萩原貞夫君） 農協の検査官にお願いして検査しております。

○議長（金井佐則君） 5番。

〔5番 小野関武利君発言〕

○5番（小野関武利君） それは、通常の1等米とか2等米、等外とか、そういう区分の話であって、食味はやっていないわけですか。消費者、言ってみればお礼品をもらう人たちにとっては、やはり榛東のコシヒカリはおいしいよという部分はあつたとしても、なかなかその銘柄米にも、全国の銘柄米にも対応できない話でありますから、評価がどうなのかという部分はあるんですけども、それであと、言ってみれば、いろいろな米が集まっている状況の中で、やはり商品、食べ物ですから、野菜等において栽培履歴というものもあります。そういうものは系統であれば提出させる話になっていると思うんですけども、そういった対応がなされていないという状況もあつたり、体制が整わなかったということではあるかと思うんですけども、それによる榛東のコシヒカリが評判を落としてしまつては大変だなという思いはあるんです。

もう既に3問目なんで、ちょっと長くなりますけれども、続けますが、ことしの米価については米余り、需要が減っているということにおいて、価格面においてはかなり低下しております。9月30日の米の取引状況、ことし26年9月30日の農水省が発表いたしました米の価格でありますけれども、全国の銘柄米の平均価格1万2,000——1俵です。60キロで1万2,481円ということでありまして、昨年に比べると83.9%という値段であります。それにおいて、そういった状況を踏まえてお礼品に米を選んで榛東の自慢のおいしいコシヒカリということで、1袋8,000円で農家から預かつたということでもありますから、1俵にすれば1万6,000円ということでもあります。これはもう新潟コシ一般の値段

とほぼ匹敵する値段ということでもありますので、相当な自信がなければその価格設定はできないということではありますけれども、榛東村の生産者のためにもやんなくちゃならんという意気込みで、1袋8,000円という値段を設定したということについては私も敬意を表するところでございます。そういったものを預かって、全量さばけるのかという心配があるわけでもあります。月を追うごとに、やはりその注文と申しますか、この支援事業の応募してくる方々は減っていくのかなというふうに思っております。その部分において、出だしはかなりもう好ましい状況、かなりの販売量があったということでもありますので、いいんですけれども、今後その部分はかなり鈍っていくんじゃないかなと自分は心配しているところでございます。農家から集めた1,300袋ですか、それが全量はける自信があるのかどうか。はけなかった場合の対応をどうするのか、副村長にお伺いいたします。

○議長（金井佐則君） 萩原副村長。

〔副村長 萩原貞夫君発言〕

○副村長（萩原貞夫君） 当初の予想を超える米が確かに集まったことは事実であります。これは農家の皆さんがそれだけ期待をしているというふうなあらわれであったというふうに思います。また、これに対して全力を挙げて全量さばくような形で努力してまいりたいというふうに思っております。

そしてまた、農家の、私自身も農家でございます。米を生産するに当たりまして、88回の手数がかかるというふうに状況の中に、自分で見事に実ったときの米、そういうふうなものを見ていくというと、これは8,000円でもはっきり言って安いような気がいたします、実際は。しかし、それは需要と供給の間で暴落をしておるといふような形の中で、何とかして農家経済を立ち直すことによって、地域が循環してくるんだというふうな形の中から、この米をふるさと納税のお礼品に使わせていただくというふうなことで取り入れたわけでもあります。

これも皆さんはどう思っているか知らないけれども、あくまでもお礼品としてのものでお使いをしているわけです。また、米ばかりじゃなくて、ほかの上州牛とか、その他いろいろな面でお世話になっております。そういうふうな形が今、非常に出てきておりまして、最初の10月31日の10時ですか、立ち上げをいたしまして、最初のうちは30、あるいは40というような形でおりましたけれども、だんだん今は約50万近いような状況で出ていっているというふうな、全体の入ってくる納税が非常に今、上がってきているというふうなことで、ようやくむしろ知れわたってきたというふうな状況下にはございます。日数さえかければ米もさばけるというふうに思っております。

○議長（金井佐則君） ちょっと暫時休憩。

午前11時23分休憩

午前11時23分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

〔副村長 萩原貞夫君発言〕

○副村長（萩原貞夫君） あくまでも努力をするというふうな形でございます。そして、最終的な形になったときには、そのときはそのときでやはり皆さんにご相談をしていくというふうなことでございます。

○議長（金井佐則君） 阿久澤村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） それから、もう一つ、ふるさと納税が軌道に乗ってくる中で、オファーが少なくなるんじゃないかというような議員の心配でございます。いや、私も一番それを心配しております。それだからゆえに、今回補正の中でも米の品質管理、水分、それから、味、それを確保するために保管庫をお願いしたというところでございます。そして、そうすることによって常連客を確保すると、1年1回オファーしないというんじゃないくて、もう既に榛東村のお米がおいしいというんで、2回、3回と1万円を寄附してくれている方もおります。そういったその常連客をこれから確保するためにも、やはり小野関議員がおっしゃいました米の品質管理はちゃんとしていかなきゃというふうに思っ、今回補正をさせていただいているところであります。

以上です。

○議長（金井佐則君） ほかにございせんか。

〔「栽培技術等の対応はどうか」という話〕の声あり〕

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） それについては、先ほど副村長が話しましたように、検査については農協でやらせていただいております。それから、栽培技術については今のところ統一したものはございません。しかし、今回補正にも上げさせております11節に食糧費というふうにしてあげてあるんですけれども、ここにふるさと応援寄付金お礼品の目揃え会議または大口出荷者の意見交換会、これは目ぞろえと水分率とか精米の荷づくりとか栽培技術とか、こういったもの話し合いを通していただければ、それはすぐに実行するというので、ここに補正をさせていただいております。

以上です。

○議長（金井佐則君） ほかに。

6番松岡稔君。

〔6番 松岡 稔君発言〕

○6番（松岡 稔君） 6番松岡稔です。

27ページの消耗品なんですけれども、先ほど説明のときに大半が玄米の購入でありますけれども、ほかにどんな商品が今ネットで上位なのかランキングをお願いします。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） ネットの関係については、多分皆さん見ていると思うんですけども、こういう形でネットにアップしています。これは八州高原の絵なんですけれども、その中で、だんだんページをめくっていきまると、こういう形で商品がお肉から始まりまして野菜、それ以外のものという形でネットではアップされております。それで、お礼品のところをクリックすると、村の商品がかなりの数で出ていると思います。それを寄附していただく方が選んでいただいて、それで申し込みをすると、そんなような形になっています。

お尋ねの何が出ているかということですが、まずはお肉がやはり好評です。お肉がかなり出ていまして、今現在では721件のお申し込みがあるということです。そんな形で、肉も出ているんですけども、先ほど言ったハム・ソーセージ、それから、下仁田ネギ、こういうものも寄附の申し込みがあるということですので、順次はけていくのかなと、そんなふうに思います。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 松岡 稔君発言〕

○6番（松岡 稔君） そういうふうにも私もネットを見ました。その中に榛東村の特産であるワインがちょっと私の目には入らなかったんですけども、それと、もう一つ、米のこのパッケージですね。ネットに出したんですけども、私のイメージの榛東村の八州高原自然おいしいコシヒカリで、なぜここに最後に、写真はイメージの実際のパッケージと異なると、ただし書きがありますけれども、ネットでこのお米を欲しいなと思ったときに、あれ田園風景じゃなくて、なぜこのというのがちょっとサイトに載せるときの気配りがちょっと足らなかったような気がするんですけども、それと、もう一つ、こちらの榛東村から送るのではなく、村長がよく言う榛東村に来てもらう、そういうのもこういう中にも入れたほうがいいと思うんですけども、宮崎県の綾町では、ちょっと高額の納税をしてくれた人に、羽田から格安の飛行機で宮崎空港へおりて、町で用意したレンタカーで町へ来てもらう。そういう手法もやっています。榛東村もお礼の品物に、こういう手法を考えているのか、その点をお聞きいたします。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） 先ほどのアップしたやつのお米の絵ということですが、実際には一応図案は考えているんですけども、実際この補正予算をとって正式にということ考えたものでございます。それで、イメージということで載せさせていただきました。

それから、中で「八州高原」というネーミングを使っているんですけども、榛東村の特産品を寄附していただく方に、榛東村のイメージ、ブランド品のイメージという中で「八州高原」というのをつけさせていただきました。これは榛東村といえば八州高原というイメージを抱いてもらって、それで榛東村がすぐ頭の中に出てくるという形の中で今回ネーミングさせていただいたものです。

それとあと、宿泊という、観光ということでございます。その点についても一応、民宿しおざわさんも入っています。たしか5,000円という形で入っていたと思います。そういう形で、また観光のほうもまたいろいろな形で上げていければと、そんなふうに考えています。

ワインの関係でございます。ワインの関係については、一応当初はネットで上げたかなと思うんですね。ちょっと価格の面で少し調整が必要になったということで、1回下げさせていただきました。最近また、私と副村長でまた調整いたしまして、金額の折り合いがつかしましたので、また近々アップさせていただくことで考えています。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 1日観光とか村の施設の中でも、こうアップしたほうがいいんじゃないかという話でございます。それは今、考えておりますけれども、まだネットに載せる段階ではありません。そのほかに、伊香保の旅館と提携しまして村内一周観光とかというのも今、考えていて、まだネットに公表する段階でございませぬので、今のところは載っていないということでございます。

それから、「榛東村八州高原自慢の美味しいこしひかり」というのは、これは先ほど課長のほうから話されましたように、村のイメージアップということで取り上げさせていただいております。これは、農林省の表示検査を受けて合格をしております。申し添えます。

○議長（金井佐則君） 6番。

〔6番 松岡 稔君発言〕

○6番（松岡 稔君） 先ほど小野閣議員が米のことをあれしたんですけれども、我々も農家です。それと、出荷するときに、この米が確実にこの私がつくったコシヒカリですという、そういう証明も米の種類あります。米は口聞かないから、ゴロピカリを持っていても、そういうふうにやはり私はこういう農協から、どこどこからちゃんとコシヒカリの苗をとりましたという、そういう証明もつけたほうがいいと思うんですけれども、これからやることについてどのような対応をするか。

それと、ことしこのふるさと納税に米を出したいという人の田んぼ、そこがちょっと肥料のやり過ぎで倒れてしまった。それで村へ来て取り下げをした。そういうふうに村でも、これからこの事業を進めていく中で、誰々さんが希望した。ああ、この米はうちのほうで、村でふるさと納税の品物に合格する、そういう基準もこれからやっていかなきゃいけないんじゃないかと思うんですけれども、その対応も刈り取る前のほうで、行政でどのように対応するのか、その辺もお聞きします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 非常にいい案をありがとうございます。これから、ことしはもう間に合いませんので、やれなかったんですけれども、先ほども申し上げましたように、需用費の中でそういった生産者を集めて懇談会を持ち、そして、今、言われる肥培管理、品質の統一性を図る、そういった

講習会を開いて、それは徹底していききたいというふうに思います。それと同時に、収穫になって俵に入った暁には、やはり農協、あるいは検査官を頼んで、それに1等、2等、3等という格付をさせていただきまして、その価格についても、また適正価格をつくって、それに対応していくと、その肥培管理はちゃんとしていかなきゃというふうに思います。そうでないと、やはりこれは続かないことだというふうに思います。そこはしっかりしななきゃというふうに思います。

○議長（金井佐則君） ほかに。

7番南千晴さん。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 7番南千晴です。

同じく、地域創生ふるさと応援事業についてお聞きします。

先ほど村長のほうから「八州高原」と書いてあるのはイメージアップもある。そのようなお話を聞きました。ネットのさとふるですか、サイトを見ますと、「八州高原自慢の美味しいこしひかり」と載っておりました。その中の文章の中に、「今回お贈りするお米は、八州高原を源流とする清水で有機土壌の土づくりにこだわり、育てた」と、私、榛東村のお米、本当においしいなと思っているんですけども、利根川を源流とする群馬用水、そこから農業用水でポンプアップされて、それで作られているお米で、先ほど28の農家の方が協力いただいたと、この28の農家の方、皆さんこの八州高原を源流とする清水で作られたお米なのか、ちょっと説明をお願いします。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） 米のお水というのは、皆さんもご存じだと思うんですけども、群馬用水、それから、新幹線湧水、それから、自然湧水と3つあると思います。いろいろな形で用水で使っておると思うんですけども、本村につきましても明治用水の関係ですか、そちらのほうから来ている水も各ため池に入りまして使用しているものです。実際に、どこの地域でこれというのははっきり区分がないんですけども、一応明治用水の関係の水も入ってくる。明治用水の水は上流部から入ってくるということでございますので、そういう形で表現させていただきました。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 明治用水の水も入っているというここですけれども、ただ、文章を読む限り、全て八州高原を源流とする清水で作られたお米じゃないかなと、もし、これを私が見た場合は、そういうふうに思う。そういうふうに感じると思うんですよ。また、野菜のほうもありまして、野菜のほうの文章には、「群馬県榛東村八州高原で減農薬で育てられた、新鮮な野菜をセットにしました」と、これを読む限り、先ほどイメージアップと言っていましたけれども、SBエナジーのあの八州高原のソーラーパークの周辺で育てられた野菜だと私は、これを読めばそう感じるんですけども、

このあたりの文章はイメージアップで、先ほど委員会の中でもブランド化をしていきたいと、その「八州高原」という名前を使っているのかと思うんですが、ただ、これは私からすれば過剰過ぎるブランド化なのではないかと、榛東村産のほかにも農協とかいろいろなところ、市場で出していたりする部分に関しても、榛東村産、北群馬、渋川農協とか、そういった部分で出ているんですけども、この本当に文章を読む限り、八州高原でつくられている、八州高原の水でつくったお米だと、これはやはり過剰な文章ではないかと思うんですが、そのあたり村はどう思っているんですか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 捉え方だと思います、お客さんの、そして、今、南議員が指摘するように過剰だということの指摘を受けましたので、それについてはまた内部で検討して、直せるところは直していきたいと、こんなふうに思います。ただ、一つのブランドをつくるには、ある程度の根拠があった中でのネーミングを出さなきゃならないというのが私たちの気持ちでありましたので、そういうご指摘があったということを踏まえて、これからそういうものも見直しできれば見直したいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（金井佐則君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 見直していきたいということであります。現在これもうサイトにアップされて、これで寄附をしていただくということを選んでいただいている状況であります。今、食品の安全・安心とか、いろいろな偽装問題とかいろいろある中で、勘違いをするような、してしまうような記載をするというのは、ちょっと村としていかなものかと私は思っています。確かに榛東村産で新鮮でおいしい野菜ということは理解できるんですけども、この「八州高原で減農薬で育てられた」と書いてある、この部分の根拠、この部分はどのようにしてこれを徹底してやっていくのか、どういう根拠によって書いているのか、ご説明最後をお願いします。

○議長（金井佐則君） 副村長。

〔副村長 萩原貞夫君発言〕

○副村長（萩原貞夫君） それは減農薬は、あくまでも基準の、製品をつくる時にいろいろな問題がございまして、例えばここにはないんですけども、チンゲンサイなんかの場合、はっきり言って管理者をつけて3日消毒をしなければ、虫が食って、出荷ができるような状況にはならないというのが現実であります。

そういうふうな中で、それを出荷までに数回で抑えるような、そういうふうな努力をした品物でございまして。

○議長（金井佐則君） ほかにございせんか。

〔「全部ちゃんとチェックしているんですか」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 副村長、今の南議員の。

副村長。

〔副村長 萩原貞夫君発言〕

○副村長（萩原貞夫君） それは今もうあれですよ、そういうふうな形の中から、これが基準というふうなことはございません。農林省の規格にもつくっていく中で、ここまでが減農薬というようなことはございません。そういうのはあくまでも農家の努力の中においてなされておる。本人の自主性を重んじているというふうな形でございます。

○議長（金井佐則君） ほかにございませんか。

8番松岡好雄君。

〔8番 松岡好雄君発言〕

○8番（松岡好雄君） 8番松岡です。

○議長（金井佐則君） マイクを。

○8番（松岡好雄君） 暫時休憩をお願いします。

○議長（金井佐則君） 暫時休憩。

午前11時41分休憩

午前11時42分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

ほかにございませんか。

4番山口君。

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番（山口宗一君） 4番山口です。

前回の定例会でのこのご説明があったときに、このふるさと納税の仕組みというんですかね、これをお聞きしました。このふるさと納税をしてくれた人に50%のお礼をすると、それから、村の金庫に20%、それから、SPエナジーの関連会社の手数料が12%、それから、荷づくり、運搬に18%と、そういうふうに記憶をしております。

そうしますと、この今いろいろこういうふうにお話を伺っている中で、お米に関してはその50%と荷づくり手数料の18%を加えた68%以内では到底ここに費用がおさまらないような、こういう感じを受けています。概略わかれば、現在のそのお米の希望が来たときに、費用がどのぐらいかかっているのかわかったら教えてください。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） 費用ということでございます。まず、お米8,000円で購入ということですから、それが50%ということで、単純にいきますと4,000円でございます。それにあと、宅急便の関係、一応遠いところ、近いところがあると思うんですけれども、平均で1,700円でございます。それと、箱代、それから、梱包そういうもので、それが一応、今回取扱手数料ということで1,500円でございます。単純に計算しますと7,200円ということになります。

○議長（金井佐則君） 4番。

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番（山口宗一君） そうしますと、約4%ぐらい余計にかかる勘定になるんですが、現実にはそのようになっているのかどうかもちょっと検証してみないと、私もわからないんですけれども、そのお米の4,000円というのは何キロなのか。

それから、聞くところによると、この精米をするのに私たちの場合、農協の近くにある精米所に行って30キロ当たりが300円と、そういうふうにやってくるんですけれども、何かそれ以上、埼玉県の方に行って精米してくると、そうすると、その手間というんですかね、運送料とか、それから、精米加工に1,000円ぐらいかかるとか、そういうことをこういうふう聞いてくると、かなりのこの経費の負担が今お聞きした以上にかかっているような気がするんですが、その辺は大丈夫なんですか。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 確かに遠くへ持って行けばかかることは、うちのほうも承知しております。ただ、1回に3トンとか5トンとかという精米をして、そして、1週間なりのオファーのところへ送り込むという効率的な仕方をしております。そのために、ワンコインでやれるような状況でもございませんし、それから、先ほどから申し上げているように、今回は非常にいい、おいしい米をつくり上げるという中で水分含量とか米の性質とか、それを本当にブレンドした中で8,000円の価値をつけて、そして、出荷をしているという状況でございます。ですから、村内でできることはございません。そのために業者を榛名町とか、いろいろなところを模索しまして、何とかお願いして受けてくれたのが埼玉県のお米屋さんということでございます。

○議長（金井佐則君） 4番。

〔4番 山口宗一君発言〕

○4番（山口宗一君） くどいように申しわけないんですけれども、このお米代っていうんですか、かわりで4,000円とおっしゃったのは、コシヒカリが何キロなのか、1キロ当たりに換算すると幾らになるのかわからないけれども、そのもとのお金が4,000円となると、要求する方は多分5,000円相当となると、概略にすると15キロぐらい来るんじゃないかと思うんですけれども、その辺何キロなのか。それで、もろもろこういうふうにしてその精米とか箱代とか送料とか、そういうふうにした場合に、どうしてもこの72%以内におさまるような、そういう感覚はないんですが、本当に大丈夫なのかどうか、

その辺ももう一度確認の意味でお聞きします。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） 先ほど私が4,000円と言いましたのは、多分ネット見ていただけた方はわかると思うんですけども、15キロでアップしてあります。ですから、通常1袋30キロ入りの米でございまして、精米すると若干減りますが、その目減りを見ない場合には要は8,000円の半分ということで、4,000円という形で計算されるわけです。それとあと、それ以外の精米代とその箱代、袋代、運送と、そういうのをおおむね1,500円ということで見ているということです。もともと輸送料はもともと別で見えておりましたので、あと、ネット会社の手数料も別ということでございます。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 何キロで出しているかというのは、その町村によってみんな違うんですよ。それで、うちのほうの村としては、初めてのことで、それから、本当においしい米だよと言うけれども、いろいろなものを集めているという中で、うちのほうは1万円に対して15キロで出荷しているんです。それで、ほかの町村は10キロとか、そういう形で、それにはやはり相乗効果、何ていうか、米に対するブランド化をつくりながら、そういった方向でしていきます。ですから、うちのほうでも万が一その15キロで消化をできないということになれば、今、山口さんが言うようにお客さんが喜ぶように量をふやして早く出すという工夫はしなきゃというふうに思っています。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

10番岩田好雄君。

〔10番 岩田好雄君発言〕

○10番（岩田好雄君） 10番岩田です。

先ほどの常任委員会の説明の中であったんですが、26ページ、9節旅費、説明欄で議員の県外調査費という説明だったんですが、106万6,000円、普通旅費32万8,000円、これの説明求めるわけですが、視察先、内容、それともう1点、17節公有財産購入費500万円、米の倉庫と説明欄にあるわけですが、先ほども村長にも申し上げたんですが、とりあえず、3月までの米の対応ということであれば、当分の間は今年度、農協の野菜の出荷場に使用していない大型のプレハブの保冷庫があります。これを農協の幹部役員に相談しましたところ、村が使うのであれば無償で貸してくれると、そういう回答も得ております。

このプレハブ保冷庫ですが、ネズミの被害、また水分、品質の維持管理、十分な機能を備えた保冷庫だと私は解釈しております。村長にも過日申し上げたわけですが、今後、村長がこの保冷庫を借りる意思があるかないか、それもあわせて伺います。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） 9節の関係でございます。この辺につきましては、視察先につきましては、先ほど委員会の中でもちょっと言ったんですけども、佐賀県の玄海町、これが毎日1億円以上ネットの寄附があるということでございますので、失礼、1カ月1億円以上ということでございますので、ここをぜひ視察していただきたいということで考えています。

また、行く内容につきましては、費用弁償については議員皆様にぜひとも行っていただきたいということですが。

それから、普通旅費につきましては、随行職員ということで、特別職も含めて随行職員という形で上げさせていただきました。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 17節の公有財産購入でございます。先ほどもちょっとお話し申し上げたんですけども、経緯としては私は農協へ連絡したときには、広馬場農協に1カ所あるよということで提案をされて、それを調査をしてきましたけれども、ネズミ対策とかいろいろな面でそれが不可能だということで、断念したということでございます。

それと、先ほど指摘されます桃井農協にある集出荷場の一部に保冷庫があるということでございます。私も見させていただきました。それには先ほども申し上げましたように、重いものを持ち運びするという中で、それに携わる人の労働力から見て、あそこへ持ち込むのは無理じゃないかということが1点。それと、最小限トラックが入らなければ、そういったものも解決できないだろうということが1点。それから、農協の土地でありますので、お伺いを立てて入る。それから、またお伺いを立てても、あそこで集出荷が行われているときには、これは無理にそれに充てるわけじゃございませんけれども、仮に重なった場合にはそれが不可能であるということ。それから、先ほど来いろいろとお話し申し上げておりますように、米の製品の一元化ということでいろいろと不都合をあそこではなるんじゃないかということでございます。

そして、あそこを借りる借りないかというお話でございます。私としては、今、借りるつもりはございません。そして、何しろ今オファーが上がっている皆さん方の期待に沿うべく、その経済投資をして、それで新たにそれに向かって努力をしていくということのほうが私は得策ではないかというふうに思います。経済を起こすのには、初期投資はこれは何ともしなきゃならないと思います。皆さん方も事業をやっているわけですけども、初めから投資をしないでもうけるというわけにもいきません。私はそんな中で、今回強い決意のもとにそれを上げさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 10番。

〔10番 岩田好雄君発言〕

○10番（岩田好雄君） 先ほどの9節旅費ですが、なぜこの時期に議員が遠く九州佐賀まで視察に行かなければならないのか。また、今後十分調査研究、精査を重ねて、どうしても必要とあれば新年度予算でこれは計画してもいいのではないかと思うわけです。なぜこの臨時会で、また年末年始、これからかかって、来年度予算の検討も進めていかなければならない、この重要な時期に、なぜこういったものが企画されたのか。その辺を伺いたいと思います。

それから、17節の米倉庫ですが、私の感覚では農協にお願いすれば土曜日以外は常時あそこに職員がいるわけです。そして、今現在、野菜の集荷もほとんど駒寄の野菜センターのほうにいておまして、午前中の一部を抜けば、常時あいているような状況でございます。そして、保冷库ですから、確かに手作業で持ち込みをしなければ、また、持ち出しもしなければなりません。しかし、この財政難のときに、わずか数カ月利用するだけの倉庫を、これほど多額の投資をしてまで使う必要があるか。また、なぜこの保冷库が利用できないのか。機能は十分備えていると認識しております。場所的にも、農協にもこの場所にフォークリフトもあります。こういう状況の中で、なぜ村長がここを利用しないで、新たに新設するのにこだわるのか、重ねて理由を伺います。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 岩田議員からは2問質問があったと思います。

1つは旅費についてでございます。ご案内のように、いろいろな事業を進める上では、行政では議員ともにやるんだというお話でございます。そんな中で、新しい事業が始まった中で、先進地の視察は、これは不可欠でございます。前にもそういった例があって、忙しい中ではございましたけれども、長野なり、それから、北海道なりに研修に行って、その結果としてはいろいろありましたけれども、そういった判断を仰ぐ、それから、協力体制をつくる。それから、ふるさと納税の仕組み、相手方がどんな考えでやっているか、その考えのもとに、どうして1カ月1億も稼いでいるんだと、オファーがあるんだというようなところを、やはり議員みずから、そしてまた、執行のほうも、職員もそういうものを勉強し、今後のこのふるさと納税の仕組み、ふるさと納税の推進に役立てていくんだという、私としては初期投資ということで計上させていただきました。

それから、倉庫の関係でございますけれども、岩田議員が言われますこともごもっともだというふうに思います。私としては、あそここのところに見てもらおうとわかるんですけども、野菜の出荷場ということで位置づけてありまして、その今、提案されている倉庫の前にローラーがございます。そのローラーの入り口から倉庫までが約5メートルあります。そして、そのローラーのところ、ここにローラーがあるんですけども、このローラーを立てて入るんです。この入り口、どのくらいだと思います。

〔発言する声あり〕

○村長（阿久澤成實君） 米をつかんで、つかんでというか持って入るのに物すごく、そりゃ、こういうふうにして入ればいいんですけれども、入るスペースが狭いんです。米は一度つかかかったりすると、こぼれちゃうんですね。それはご存じだと思うんですけれども、そういう状況の中で、あそこを拠点にして使うということは、私としてはできないと。それと同時に、その運び込む労働力として、今の人たちは、それはやれと言えはやるかしんないけれども、そういったところも加味しながら位置設定をしなきゃという考えが私にもありました。ですから、少なくともどんどころであろうとも、そのネズミ退治ができて、しかも、米の品質を管理できる。そして、少なくとも軽トラ以上のものがそばまで行けるというような体制で、来年度の米を集荷したいという考えで提案をさせていただきました。

○議長（金井佐則君） ちょっと待った。

暫時休憩します。

午後0時1分休憩

午後0時1分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

10番。

〔10番 岩田好雄君発言〕

○10番（岩田好雄君） 9節の旅費ですが、1人当たり予算どのくらい見ておるか。また、時期はいつ計画しているか。それと、17節の倉庫ですが、村長、どうしても使わないということでございますが、これは入り口が狭いということですが、過去において、あの倉庫、野菜の集荷に使っていたときには、大きな段ボールもあそこを抱えて出入りしたので、それなりの幅を計算してつくってあるのだと私は理解しております。私としては、この倉庫で十分対応できると考えております。答弁をお願いします。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） まず、9節の関係です。こちらにつきましては、1人当たり8万2,000円ということ考えております。一応、宿泊を伴うということで予定では一応2泊という形で見積もりをとっております。

〔「いつだ、時期」の声あり〕

○総務課長（村上和好君） 時期につきましては、また議会と予算が通れば協議させていただくということで考えています。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。質疑なしですか。

2番 杉井保夫君。

〔2番 松井保夫君発言〕

○2番（松井保夫君） 2番松井保夫です。

先ほど来このふるさと納税の話なんですけれども、前に説明を受けた時点で、納税を受けた場合については村が20%、郵送系統で5%、特産物、これは農家からお米なり野菜なり来たときの買い上げが50%、それと最後に、業務委託費で12%、こういう中で、現在11月1日からこれ今、補正も上がっているんですけれども、上がっている中で、例えば村への20%については農家のほうを優先する場合については約の話なんで、20%が15%になり、10%になり、こういうふうな形になろうかと思うんですけれども、これは課長、そういうものの考え方でよろしいですか。

○議長（金井佐則君） 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） そのとおりでございます。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 松井保夫君発言〕

○2番（松井保夫君） そうなると、25年度予算の中で、決算の中でですね、榛東村に対する寄附は72万、こう私は記憶しておるんですけれども、そういう中で、例えば100万とか200万というパターンになるときもあろうかと思うんです、最悪の場合は。それでも、これは基本的には続けていくと、11月1日にこのふるさと納税については始まりましたんで、続けていくという形でよろしいですか、課長。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） ずっとやるかどうかという話でございます。これは初めてやって取り組んだものです。私たちとしてはずっとやりたいという気持ちは、これは99%持っています。ただ、1%についてはやはり不安もあります。本当に未知のところまで進んでやるわけですから、だから、その1%をどういうふうに100%に持っていかという努力はさせていただきます。

以上です。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 松井保夫君発言〕

○2番（松井保夫君） やはり11月1日から始まって、やはり試行錯誤しながらいく中で、やはり軌道に乗れば、けさの富岡市の話じゃないんですけれども、5,300万ぐらいのふるさと納税、300万寄附された方については女性に130万の礼服を与える。これは軌道に乗れば、そういうことはできるかと思うんですね。ただ、榛東村の場合には11月1日に始まった話なんで、これはぜひ村に利益も入るような、より入るような形で続けていっていただきたい。これがやはり榛東村活性化の1つだと思いませんので、よろしくお願いをします。

以上です。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 貴重な意見ありがとうございます。私どもも執行も始めたからには、これを軌道に乗せて、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、榛東村にネットに関心のあるというのは、これは国民の中の一部だと思います。その一部の中で、いかに1回で終わることなく常連客をとるかということだと私は思っています。そういった人たちに迷惑をかけないように、そしてまた、常連客となっただけのような政策をしていかなきゃならないということで、先ほどからお願いしておりますように、初期投資、本当の最低限の初期投資、そして、米にすれば先ほどから言われているようにちゃんとした、おいしい、どこにも負けない地域の米を提供するんだと、贈ってやるんだというつもりで、これからも取り組んでまいりたいと、こんなふうに思っています。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございますか。

8番松岡好雄君。

〔8番 松岡好雄君発言〕

○8番（松岡好雄君） 先ほど委員会のときにも質問したんですけども、岩田議員も先ほど質問したけれども、27ページ、議案書27ページの500万ですね。ふるさと創生応援事業ということで、米倉庫の話です。

米倉庫は、岩田議員があそこで言っているけれども、それまた村長とは話がどうも、先ほどから聞いても折り合いがつかないことがございまして、榛東村の米、これから先、肉も含めて、出荷していくんですか。1万なら5,000円の、先ほども言ったように農家の人が潤えるように、必ず農家の人に還元できるように進めていくということが大切で、足を引っ張るようなことはまずいと思うんですよ。だから、必ず榛東村民、まして農家の人がこれから先も一生懸命頑張って米をつくったり野菜つくったり、肉も生産したりということで……

○議長（金井佐則君） 松岡議員、質問の要旨を簡略にお願いをいたします。

○8番（松岡好雄君） 言っていますよ。だから、これを倉庫を村長が言うようにしてくださいということなんだよ、わかるか。

○議長（金井佐則君） 質問。

○8番（松岡好雄君） 質問言っているじゃないか、今、俺が。

○議長（金井佐則君） 誰に答弁させるんだ。

○8番（松岡好雄君） 村長にもう1回答弁してもらえればいいんだよ。議長は黙っていて、俺が質問しているのに口出すんじゃない。そういうことでお願いします。

○議長（金井佐則君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 先ほどから申し上げておりますように、あるものを使えばいいというようなお話もあります。それは状況によってだと思えますけれども、今回の事業については、先ほどから話しているとおりでございます。そういった中で初期投資をして、安心・安全、そして、良質な米をオファーをされた方に、ことし以上の米を届けたいと、そうじゃなかったら常連客にならないという強い意思のもとに、今回こういった補正を上げさせていただいておりますので、どうかご理解をお願いしたいと、こんなふうに思います。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ここで昼食休憩に入ります。午後は1時15分より再開いたします。

午後0時10分休憩

午後1時15分再開

○議長（金井佐則君） 引き続き、午後の会議を再開いたします。

続いて、修正案提出者の提案説明を求めます。

10番岩田君。

〔10番 岩田好雄君発言〕

○10番（岩田好雄君） 10番岩田好雄です。

議案第65号 平成26年度一般会計補正予算に対する修正案。

議案第65号 平成26年度榛東村一般会計補正予算（第6号）の一部を次のように修正する。

第1条中「6,752万4,000円」を「1,839万2,000円」に改める。

第1表、歳入歳出予算の一部を次のように改める。

主な理由は、地域創生ふるさと応援事業の歳出の全て4,913万2,000円を減額するものです。

歳入18款寄付金、1項寄付金5,002万5,000円から4,913万2,000円を引くと89万3,000円。

歳入合計57億6,826万2,000円。

歳出、2款総務費、1項総務管理費5,302万8,000円から4,913万2,000円を引くと389万6,000円。

歳出合計57億6,826万2,000円です。

資料の4ページの地域創生ふるさと応援事業の歳出4,913万2,000円を全て減額するものです。

続いて、提案理由の説明を申し上げます。

議案第65号 平成26年度榛東村一般会計補正予算（第6号）に対する修正案の提案理由でございます。

補正予算の中で地域創生ふるさと応援事業の企画費4,913万2,000円が計上されました。地域創生ふるさと応援事業は、地域活性化のためのすばらしい事業であると理解しております。歳入の寄付金

5,002万5,000円のうち50%はお礼品の購入費、30%は諸費用、諸経費、20%は税込と区分を明確にし、地域創生ふるさと応援事業の趣旨に沿った歳出を行うべきだと思います。

歳出については、当初の事業説明のとおり、歳入寄附金額の80%以内で賄うこととしなければ、この事業は成り立ちません。この補正予算では、寄附金額の20%の税込も確保できません。17節公有財産購入費説明欄の家屋購入費、米倉庫費が計上されております。地域創生ふるさと応援事業で米の保管倉庫をつくるという内容でございます。榛東村にふるさと納税をしてくださる方々にお礼として、榛東村産の米を提供するための保管倉庫だと思います。米を保管する上で品質の維持管理、ネズミの被害防止等、総合的に考えれば保管倉庫が必要となるのは理解できます。しかし、今ここで補正で500万投資をして米倉庫をつくっても、米は3月までの対応ということになれば、数カ月使用して、その後は来年の10月まで不要となります。今後十分な検討を重ねて、どうしても必要であれば新年度予算で対応すべきと考えます。農協の榛東支所の野菜出荷場に大きなプレハブ倉庫があり、現在使用されておられません。農協の幹部役員に相談したところ、榛東支所の野菜出荷場にある大きなプレハブ保冷庫が利用されていないものがあるので、村が必要とするならば貸してくれると言っております。また、複数の議員も現物を確認しており、米倉庫として十分な機能を有しております。

企画費の補正予算は今回の臨時会で、どうしてもやらなければならないのかと疑問に思う部分が多々あります。もう少し内容を精査し、12月定例会の中での補正予算とするもの、十分な調査、審議を重ねて来年度予算で検討するものに分けて行うべきと考えます。提出の趣旨をご理解いただき、議員各位の賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

以上です。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

続いて、この修正案に対し質疑を行います。質疑ございませんか。

8番松岡好雄君。

〔8番 松岡好雄君発言〕

○8番（松岡好雄君） 先ほど昼休みに農協の倉庫を見に行ってきました。自分の目で確かめて、これは先ほど岩田議員からあった米倉庫、あれが使えるというんですけれども、臭くて、どうしようもなく、あれ今、全然使ってないと。あれは無理だと思います。それと、今の時代にフォークリフトも入れない。あの入り口からレールどかして入って行って、どうやって米を奥のほうから積んでくるのか。そんな今、若い20代、30代、せいぜい50代ぐらいまでの人だったら持ち運び、手でできるかしんないけれども、70代、80代の人には絶対無理だ。今フォークリフトで、自分は今、行ったついでに左側の今、使っている米の倉庫をみんなあけて見てきました、あけてもらって。そしたら、1トン袋に米が入って、みんな保管してあります。そこを借りるんなら話がわかると。その岩田議員が言っている米倉庫を、そのあいているから借りればいいって、そんな単純なことじゃないんで、米はあの臭い中に入れたら、みんなにおいがついちゃって、もう全然使いものにならないと。誰がそれを保証する

んだということまで発展しちゃうから、あの倉庫は使わないほうがいいと思います。

以上です。

○議長（金井佐則君） 答弁はいいんですか。

〔発言する声あり〕

○議長（金井佐則君） そうだよ、提出者だから。

10番岩田好雄君。

〔10番 岩田好雄君発言〕

○10番（岩田好雄君） 松岡議員の質問に対して答弁します。

今、提案しているプレハブの保冷库ですが、においがするということでございます。においについては、いろいろな消臭剤、脱臭剤、今すばらしい効果のあるものがございます。そういうもので消臭対策を行えば、これは完璧にできると理解しております。

また、榛東村の米生産農家でフォークリフトを使って対応している農家が何件あるか、その件数がわかったら、逆に教えていただきたいと思います。

○議長（金井佐則君） 8番。

〔8番 松岡好雄君発言〕

○8番（松岡好雄君） では、それにまた反論します。

フォークリフトを使っている農家は、大方農家の人が使っていると思います。それは数えたことがないから、何件使っているというのは把握していませんけれども、まず、このふるさと創生事業のこれについて、お礼品にその倉庫を使いたいということなんで、自分は本当に先ほど昼休みに見てきた。これは使えないと、はっきり言って。修理すりゃいいって簡単に言うけれども、そんな簡単なものじゃないと。米ににおいがついたら、もう使い物にならないと、岩田議員も知っていると思うんだけど、こんなお礼品のちゃんとした倉庫に保管しなかったら、これは無理だと思う。農協に聞いて、その今、米を保管しているところに2つまだあいていると、もう一つあいていると、そこを借りたらいいんじゃないかと自分は思っています。だから、先ほどの保冷库ですか、それには反対です。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございますか。

2番松井保夫君。

〔2番 松井保夫君発言〕

○2番（松井保夫君） 2番松井保夫です。

この修正案については、企画費が全てゼロということで、村として11月から始めた、このふるさと納税、この制度をいち早くスピード感を持ってやる場合については、皆さんの気持ちもそうですけれども、インターネットでこれだけ全国に流れています。この村としてやる事業に対して、頓挫という考えをお持ちになる方がいらっしやると思うんですね。それについて、ご意見をお聞きしたいと思います。

○議長（金井佐則君） 提出者、岩田好雄君。

〔10番 岩田好雄君発言〕

○10番（岩田好雄君） 当面の費用ということでございますが、当面の費用については執行が対応することで、私がここで答えるものではないと思います。

○議長（金井佐則君） 2番。

〔2番 杉井保夫君発言〕

○2番（杉井保夫君） 一つの事業をやるときには、とりあえずという言葉はないんですね、行政、国、県含めて。とりあえず何とかしようじゃないんです。もうオファーがいっぱい来ているという現状の中で、とりあえずという言葉はあり得ないんですね。となれば、11月から始まったこのふるさと納税については、スピード感を持ってやるべきことはやる。先ほど来、言いました、その倉庫云々、こういうこともスピード感を持ってやらなきゃならないこともある。ただ、この旅費の議員云々の研修、こういうものについては、そんな速度を要求しないわけです。だから、速度を持って11月から始めたわけですから、この辺を含んでいただいて、このゼロにして、皆さんの気持ちが頓挫することが私は一番、今、心配しているところです。

以上です。

○議長（金井佐則君） ほかに質疑ございませんか。

11番岸君。

〔11番 岸 昭勝君発言〕

○11番（岸 昭勝君） 岸です。

ちょっとお聞きしたいんですけども、寄付金についての修正が行われ89万3,000円になっている。これ純粋な納税額になるんじゃないかと思っているんですけども、実際ふるさと納税の寄付金ということに対しての定義というのがどういうもの、この寄付金が例えば5,000万前後余りなんですが、これが妥当という考え方が執行にあると思うんですけども、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 執行に聞くんですか。

休憩します。

午後1時27分休憩

午後1時27分再開

○議長（金井佐則君） 再開いたします。

この今、村長から聞こえたと思うけれども、この修正案について質疑を行っておるんで、執行に答弁を求めるということは少し違うかなと、こういうふうに思いまして、この修正案に対しての質疑を行っているところであります。

〔「それを、要するに、寄付金の定義を聞いている」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 暫時休憩。

午後1時28分休憩

午後2時19分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

修正案に対しての質疑を行っております。質疑ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、修正動議の部分からの討論を行います。討論ございませんか。

2番 松井君。

〔2番 松井保夫君発言〕

○2番（松井保夫君） 2番 松井保夫です。

この修正動議について反対をいたします。

理由につきましては、11月、村のふるさと納税、これで突き進んでいる中、特に企画費全てゼロという中で、この村も日本国内のふるさと納税を実施するインターネット等を見られた方に対して、大変失礼な形になろうかと思っておりますので、この修正動議については反対をさせていただきます。

以上です。

○議長（金井佐則君） ほかに討論ございませんか。

3番 小山久利君。

〔3番 小山久利君発言〕

○3番（小山久利君） この地域創生ふるさと応援事業という事業は大変いい企画で、前回からもずっと継続で応援してまいりました。しかし、今回出された米の倉庫等が納得できないというか、ちょっと計画性がないというか、村の財産にするわけですから、3カ所ぐらいの候補地ということですが、そこも我々まだどういう状況かも把握できておりません。ですので、この修正動議に賛同いたします。

○議長（金井佐則君） ほかに討論ございませんか。

5番 小野関武利君。

〔5番 小野関武利君発言〕

○5番（小野関武利君） 修正動議に賛成の立場で討論に加わります。

地域創生ふるさと支援事業というものは大変いい事業であろうというふうに思っておりますが、臨時議会に係る前の我々に対しての説明という部分、なかなかそこが理解を得るような説明も今までなかったと、いきなり臨時議会に出されたわけでありませんけれども、もう少し走る前に我々議員への相談もあってよかったんじゃないかという思いもあります。特に、中身的に6目の企画費の中の9節

の旅費並びに17節の公有財産購入費、この2点については何か納得できない話ではあります。そんなことで、公有財産購入費についてはさまざま論議があったところでありますけれども、新年度において対応してもいいんじゃないのかなという思いがあります。特にこの2点が、私の部分においては反対といたしますか修正に対しての賛成に回った思いであります。

そんなことで、まとまりませんけれども、修正動議に賛成ということでの討論とさせていただきます。

○議長（金井佐則君） ほかに討論ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより修正案に対する採決に入ります。

本修正案に賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金井佐則君） 賛成7名、反対4名。賛成多数。

よって、修正案は可決されました。

続きまして、原案について討論を行います。討論ございませんか。なしですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

◇

◎日程第8 議案第66号 平成26年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算
(第2号) について

○議長（金井佐則君） 日程第8、議案第66号 平成26年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算
(第2号) を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

久保田上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） それでは、平成26年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、平成26年度人事院勧告準拠による給料表の改定に伴う給与及び職員手当等の補正でございます。

44ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、款、項、補正額、計の順に説明をさせていただきます。

なお、補正前の額は省略させていただきます。

5款繰入金、補正額16万8,000円、計1億2,710万4,000円。1項繰入金、同額です。

歳入合計、補正前の額7億266万8,000円、補正額16万8,000円、計7億283万6,000円。

続きまして、45ページ、歳出です。

1款総務費、補正額7,000円、計410万3,000円。1項総務費、同額です。

2款建設費、補正額16万1,000円、計5億2,504万3,000円。1項建設費、同額です。

歳出合計、補正前の額7億266万8,000円、補正額16万8,000円、計7億283万6,000円。

47ページ、48ページの歳入歳出予算事項別明細書（総括）につきましては、同額のため説明を省略させていただきます。

50ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書、歳入です。

5款1項1目一般会計繰入金、補正額16万8,000円、計1億2,710万4,000円。

52ページ、歳出をお願いいたします。

1款1項1目総務費、補正額7,000円、計410万3,000円。内訳につきましては、2節給料、3節職員手当等でございます。

2款1項1目建設費、補正額16万1,000円、計5億2,504万3,000円。内訳につきましては、2節給料、3節職員手当等、53ページの4節共済費でございます。

54ページ、55ページの給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますよう、よろしくお願いたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第66号 平成26年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午後2時30分休憩

午後3時再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開いたします。

◎発言の訂正

○議長（金井佐則君） 議案第65号ですけれども、私の言葉足らず、説明不足等もございまして、謝罪を申し上げ、平成26年度榛東村一般会計補正予算（第6号）を、修正議決した部分を除いて可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（金井佐則君） 賛成10名、反対1名。賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩。

午後3時2分休憩

午後3時2分再開

○議長（金井佐則君） 会議を再開します。

議案第66号 平成26年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第67号 平成26年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（金井佐則君） 日程第9、議案第67号 平成26年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

久保田上下水道課長。

[上下水道課長 久保田勘作君発言]

○上下水道課長（久保田勘作君） それでは、平成26年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

農業集落排水事業の補正につきましても、平成26年度人事院勧告準拠による給料表の改正に伴う給与及び職員手当等の補正でございます。

57ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、款、項、補正額、計の順に説明させていただきます。

なお、補正前の額は省略させていただきます。

3款繰入金、補正額6万7,000円、計1億1,126万7,000円。1項繰入金、同額です。

歳入合計、補正前の額1億4,149万8,000円、補正額6万7,000円、計1億4,156万5,000円。

58ページをお願いいたします。

歳出です。1款総務費、補正額6万7,000円、計743万2,000円。1項総務費、同額です。

歳出合計、補正前の額1億4,149万8,000円、補正額6万7,000円、計1億4,156万5,000円。

60ページ、61ページの歳入歳出予算事項別明細書（総括）につきましては、同額のため説明を省略させていただきます。

63ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書、歳入です。

3款1項1目繰入金、補正額6万7,000円、計1億1,126万7,000円、一般会計の繰入金でございます。

65ページをお願いいたします。

歳出です。1款1項1目総務費、補正額6万7,000円、計743万2,000円。内訳は、2節給料、3節職員手当等、4節共済費1万円でございます。

66ページ、67ページは給与費明細書でございますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第67号 平成26年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第10 議案第68号 平成26年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（金井佐則君） 日程第10、議案第68号 平成26年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清水誠治学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） 議案第68号 平成26年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第3号）について朗読及び説明をさせていただきます。

議案書69ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

初めに歳入です。左から、款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

3款繰入金、補正額7万8,000円、計7,699万5,000円。1項他会計繰入金、同額でございます。

歳入合計、補正前の額1億4,980万2,000円、補正額7万8,000円、計1億4,988万円。

続きまして、70ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款総務費、補正額7万8,000円、計7,001万1,000円。1項総務管理費、同額でございます。

歳出合計、補正前の額1億4,980万2,000円、補正額7万8,000円、計1億4,988万円。

71ページから73ページにつきましては、歳入歳出予算事項別明細書（総括）でございます。説明は省略をさせていただきます。

75ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書の歳入です。

3款1項1目一般会計繰入金、補正額7万8,000円につきましては、歳出に伴い繰り入れを行うものでございます。

77ページをお願いいたします。

1款1項1目総務管理費、補正額7万8,000円の内訳は、2節給料から4節共済費までで、議案第61号で可決いただきました給与等の改定によるもので、給食センター職員1名分でございます。

78ページから79ページにつきましては給与費明細書となっております。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますよう、よろしくお願いたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第68号 平成26年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第3号）を、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第69号 平成26年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2

号) について

○議長（金井佐則君） 日程第11、議案第69号 平成26年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（金井佐則君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

久保田上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） それでは、平成26年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は3条予算の収益的収入及び支出につきまして、人事院勧告準拠による給料表の改正に伴う給与及び手当等の補正でございます。

81ページをお願いいたします。

補正予算（第2号）実施計画書によりまして説明させていただきます。

収益的収入及び支出の支出でございます。款、項、目、補正予定額、計の順に説明させていただきます。

なお、議決予定額は省略させていただきます。

1款水道事業費用、補正予定額29万9,000円、計2億7,415万1,000円。1項営業費用、補正予定額29万4,000円、計2億5,751万3,000円。3目総係費補正予定額29万4,000円、計2,347万8,000円。2項営業外費用、補正予定額2,000円の減、計1,472万3,000円。2目消費税、補正予定額2,000円の減、計417万7,000円。3項特別損失、補正予定額7,000円、計91万5,000円。2目その他特別損失、補正予定額7,000円、計81万5,000円。

内訳につきましては、82ページ、説明書の説明欄の給与、手当て、ほかの増額及び消費税の増額と、その他特別損失の増額となっております。

83ページ、84ページは給与費明細書でございますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますよう、よろしくお願いたします。

○議長（金井佐則君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（金井佐則君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（金井佐則君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第69号 平成26年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）を、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（金井佐則君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎閉 会

○議長（金井佐則君） 以上で本日付議されました案件は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じたいと思います。

なお、日ごとに寒くもなりますし、議員におかれましては12月本会議前、多忙な日々が続くかと思
いますけれども、健康には十分留意されて12月本会議に臨んでください。

平成26年第3回榛東村議会臨時会を閉会といたします。

午後3時11分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 金 井 佐 則

榛東村議会議員 柳 田 キミ子

榛東村議会議員 岩 田 好 雄